

(意見書案第6号)

新たに創設される給付型奨学金の規模拡充を求める意見書

政府が創設を決めた給付型奨学金の対象は、住民税非課税世帯で、かつ成績優秀者に限定されたため、対象者が2万人で、学生55人に1人という割合となっている。

この20年間に、奨学金は貸与型で約5倍、貸与人数で約4倍と急速に拡大し、いまや学生の2人に1人は奨学金を借りている状況にある。

国民生活基礎調査では、この20年間で、「生活が苦しい」と答えた人が42%から60%へ「普通」と答えた人が52%から36%と変動しているが、これは中間層の所得が減少して貧困層が拡大し、また学費の値上げもあって、若者自身が借金をしなければ大学に進学できない社会に急速に変わってしまったことの証左である。

日本の大学の授業料は、国立の標準額が約54万円、私立は平均で約86万円で、入学金などを含めると大学進学1年目に納める額は国立で約82万円、私立は平均額131万円にもなる。これはOECD(経済協力開発機構)加盟国の半数で大学の学費が無償になっていることから見ても異常な高さである。

国民の所得が低下している中で、大学授業料は平成2年に比べて国立で約20万円、私立は平均で25万円も上がっており、経済的にはますます「狭き門」となっている。

学費や生活費を払えず進学を諦めざるを得ない、あるいはせつかく入学しても深夜までアルバイトで全然勉強できない状態が続き、さらには中退に追い込まれてしまうようなことがあってはならない。

よって、国においては、大学など高等教育予算の支出割合でOECD平均並みとし、新たに創設する奨学金の対象規模を拡大するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月17日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
社会保障・税一体改革担当大臣

宛